

# 浜名湖ボート事故 元所長起訴

## 父親「学校の責任は」

浜松市の浜名湖で二〇一〇年に起きたボート転覆事故で、研修施設の元所長(五)が業務上過失致死罪で二十八日起訴された。一方で、訓練の実施を判断した立場だった豊橋市章南中の元校長らには不起訴(嫌疑不十分)となった。「裁判で学校の責任を明らかにしてほしかった」。事故の再発防止を誰よりも願う遺族や同級生らは、無念さをかみしめた。

(小椋由紀子、西田直晃、小原健太)



亡くなった西野花菜さんの祭壇の前で思いを話す父友章さん＝豊橋市の自宅で

「花菜に報告のしようがない。これだけ待って起訴が一人とは」。犠牲になった章南中一年、西野花菜さん(当時二)の父、友章さん(五)＝豊橋市杉山町＝はうつむいた。

「花菜には先生がすべてだし、私たちが預けたのも学校。元所長だけでなく、周りの大人たちがやるべきことをやらなかった結果が、死亡なんです」。

行事の中止は難しい判断ではなく、娘を救える場面は何度もあったはずの「再発防止の

不断の努力」にも疑問を感じている。「罪に問われないとなれば、反省が薄まり、再発防止も遠くなるのでは」と懸念している。

今後は、不起訴が不

### コメント立場にない

#### 司法判断に豊橋市教育長

豊橋市の加藤正俊教育長は、本紙の取材に「司法の判断にコメントする立場にない」と述べた。

市は事故後の二〇一一年四月、初めて「校外学習安全マニュアル」を策定。悪天候時の実施の判断、児童生徒の名簿作成、事前視察の手順などを示した。

毎年改訂し、一二年十月の和解成立後は「事故を風化させないため」(宮崎正道学校教育課長)、和解文を添付した。全教員に配布し、市のホームページ

「たはずだと思つ。」「なぜ花菜が死ななければならなかったのか。事実や原因、学校の責任を裁判で明らかにしてほしかった」と話す。

事故の真相究明を求め、議会への請願や署名活動、訴訟に踏み切った。「学校の責任をあいまいにしては、娘の死が無駄になる」との考えからだ。

再問や追悼行事にも来ない教諭たち。民事訴訟で、豊橋市が誓ったはずの「再発防止の

- #### 浜名湖ボート転覆事故の経過
- 2010年6月18日 事故発生、西野花菜さん(12)が溺死
  - 11月 花菜さんの両親が事故原因の究明を求める請願書と1万6000人余の署名を豊橋市議会に提出
  - 12月 市議会が「趣旨採択」
  - 11年4月 豊橋市が小中学校の「校外学習安全マニュアル」を策定
  - 6月18日 豊橋市が、花菜さんの命日を「学校いのちの日」と定め、市内の全小中学校で事故の再発防止を誓う
  - 12年1月 運輸安全委員会が「悪天候時の訓練中止基準の不整備」「ボートが傾いた状態での曳航(えいこう)」などが事故原因とする調査報告書を公表
  - 3月 両親が市に謝罪を求める
  - 5月 両親が損害賠償を求めて豊橋市などを提訴
  - 10月 豊橋市が事故責任を認め、両親に謝罪することで和解が成立。静岡県や運営者とも賠償金の支払いで合意
  - 13年2月 静岡県警が業務上過失致死容疑で、章南中の元校長や施設の元所長ら6人を書類送検
  - 3月 花菜さんの同級生が中学卒業
  - 15年1月 静岡地検が元所長を在宅起訴、元校長ら5人を嫌疑不十分で不起訴

条件に含まれていた「教員研修」を開始。翌年度に野外実習を指導する教諭を集め、専門職員の講演や危険箇所、避難経路の確認方法を指導している。

加藤教育長は「遺族もずっと注目してくれている。二度と同種の事故を起こさないよう現場と危機意識を共有していく」と話した。

「先生ら逃げた」「心のケアなし」

同級生ら憤り

花菜さんと同じボートに乗っていた女子生徒は、事故から四年間、二百回以上精神科に通い続けたという。

母親は「当初はお風呂につかることも、浴室の扉を閉めることもできないほど、水と閉所

を怖がっていた。元校長らの「二元校長や担任に、別の学校に」

じ込められた。今でも水が怖い。な責任の取り方わからないかは分かんないけど、謝罪も語った。

小学校から花と幼なじみだった二年、平松明(二)は岸から事についていた。「私トを出すのに」

た」とうそをつもいて、怒りた。元校長や担任たちの心のケアが、反省していき分らないままを去っていった

# 浜名湖転覆で元所長起訴

## 予見可能性など重視

浜名湖で中学生一人が死亡したボート転覆事故は、発生から四年半にして三日青年の家の元所長の在宅起訴という節目を迎えた。静岡地検は元所長の過失を問う一方、元校長ら五人については、事故発生を予測できたとする「予見可能性」と、安全対策を怠った

「結果回避義務違反」の立証が困難と判断した。関係者によると、結果回避義務は、事故現場にいた元校長と施設指導員、いなかった県教委社会教育課長ら三人に分けて検討。県警は、悪天候を理由に訓練を中止しなかった過失で元校長ら二人を書類送検したが、地検は三ヶ日青年の家の訓練実施基準を重視。「開始と中止の判断は元所長に委ねられていた」と判断した。

「結果回避義務違反」の立証が困難と判断した。関係者によると、結果回避義務は、事故現場にいた元校長と施設指導員、いなかった県教委社会教育課長ら三人に分けて検討。県警は、悪天候を理由に訓練を中止しなかった過失で元校長ら二人を書類送検したが、地検は三ヶ日青年の家の訓練実施基準を重視。「開始と中止の判断は元所長に委ねられていた」と判断した。

えい航時のマニュアルの不備などを理由に書類送検された社会教育課長ら三人についても、地検は「今回のような事故を想定したえい航のマニュアルを作成すべきだとする証拠はなかった」と説明。刑事責任を問えるのは元所長のみとの結論に至った。地検幹部は「痛ましい事故だが証拠に基づいて判断せねばならず、じくじたる思いだ」と話した。(山田雄之)

# 覆転湖名浜 元所長を在宅起訴

2015.1.29 4日

## 静岡地検 元校長ら五人不起訴

浜松市北区の浜名湖で二〇一〇年に野外活動中のボートが転覆し、愛知県豊橋市草南中一年西野菜菜さん(当時一三)が死亡した事故で、静岡地検は二十八日、業務上過失致死罪で宿白研修施設「静岡県立三ヶ日青年の家」の檀野清司元所長(五七)と東京都杉並区在住の在宅起訴した。同容疑でともに書類送検された草南中元校長ら五人は嫌疑不十分で不起訴とした。関係者によると、一

〇年六月十八日、施設の指定管理者「小学館集英社プロダクション」(東京都)の社員だった檀野元所長は、天候不良で航行困難になったボートを救助艇でえい航する際、ボートにたまたま湖水の増加状況を教員に報告させるなどの指導を怠ってえい航を続けたため、ボートが傾いて転覆。西野菜菜さんを溺死させたことされる。不起訴の五人は元校長と施設指導員、当時の静岡県教委社会教育課長、同課主任、同プロダクション職員。県警は一三年二月、訓練実施の是非を判断する注意義務やえい航時のマニュアル作成を怠ったとして書類送検したが、地検は「えい航時にボートが転覆する」として立件を見送った。

事故は生徒らが分乗した手こぎボート四隻のうち、生徒十八人と教員二人が乗った一隻が荒天で動けなくなり、えい航中に転覆。西野菜さんがボート内に閉じ込められた。西野菜さんの父友章さん(五七)と豊橋市杉山町は地検の処分を受け「なぜ娘が死ななければならなかったのか。事実や原因、学校の責任を裁判で明らかにしてほしい」と話した。

# 浜名湖・ボート転覆事故

## 元中学校長を不起訴

2015.1.29 4日

浜松市北区の浜名湖で二〇一〇年に野外活動中のボートが転覆し、愛知県豊橋市章南中一年西野花菜さん(当時一三)が死亡した事故で、静岡地検は二十八日、業務上過失致死罪で宿泊研修施設「静岡県立三ヶ日青年の家」の檀野清司元所長(五五)と東京都杉並区を在宅起訴した。同容疑とともに書類送検された章南中元校長ら五人は嫌疑十分で不起訴とした。

起訴状などによると、一〇年六月十八日、施設の指定管理者「小学館集英社プロダクション」(東京都)の社員だった檀野元所長は、天候不良で航行困難になったボートを救助艇でえい航

する際、ボートにたまる湖水の増加状況を教員に報告させるなどの指導を怠ってえい航を続けたため、ボートが傾いて転覆。西野さんを溺死させたといわれる。

不起訴の五人は元校長と施設指導員、当時の静岡県教委社会教育課長、同課主任、同プロダクション職員。県警は二三年二月、訓練実施の是非を判断する注意義務やえい航時のマニュアル作成を怠ったとして書類送検したが、地検は「えい航時にボートが転覆する」とまでは予見できなかった」として立件を見送った。

事故は生徒らが分乗した手こぎボート四隻のうち、

生徒十八人と教員一人が乗った一隻が荒天で動けなくなり、えい航中に転覆。西野さんがボート内に閉じ込められた。

(五五)豊橋市杉山町は地検の処分を受け「なぜ娘が死ななければならなかったのか。事実や原因、学校の責任を裁判で明らかにしてほしいかった」と話した。

# 浜名湖転覆 元所長起訴へ

## 元校長ら五人不起訴方針

### 静岡地検

2015.1.1 4日

浜松市北区の浜名湖で二〇一〇年六月、校外活動中のカッターボートが転覆し、愛知県豊橋市立章南中一年西野花菜さん(当時一三)が死亡した事故で、静岡地

検は、業務上過失致死容疑で書類送検された宿泊研修施設「静岡県立三ヶ日青年の家」の元所長(五五)と東京都杉並区を起訴する方針を固めた。同容疑とともに

書類送検された章南中の六十代の元校長(豊橋市)ら五人は不起訴にする方向で最終調整している。捜査関係者への取材で分かった。捜査関係者によると、施設

の指定管理者「小学館集英社プロダクション」(東京都)の社員だった元所長は事故当日、天候悪化が予想されたのに漫然と訓練をさせ、不用意なえい航でボ

ートを転覆させた過失と判断したとみられ、校長も訓練実施の是断する注意義務に反して書類送検された。航時に舟が転覆すでは予見できなかったとして立件を見送る方針。他に不起訴になるのは、当時の静岡県社会教育課長や同クシオン職員ら四人の実施判断基準や緊対応要領などのマニュアル作成を怠ったとして長らくともに一三年県警が書類送検して

事故は一〇年六月十八日、校外学習に来た一年生十八人と教員乗ったカッターボートで動けなくなり、えい航がモーターボートで中に転覆。全員が投られ、ボート内側に閉じ込められた西野さんが死亡した。

# 元課長ら不起訴で県教育長 「二度と起こさない」

北川清美社会教育課長は「将来的にはボートでの訓練を再開する可能性もあるが、方針は決まっていらない。いづれにせよ安心して利用できる施設を目指した。」

浜松市の浜名湖で二〇一〇年六月、ボートが転覆し愛知県豊橋市立章南中一年西野花菜さん(当時一三)が死亡した事故で、県教委の当時の担当課長や職員が不起訴になったことを受け、安倍徹教育長は「西野さんのご冥福をお祈りする。事故を厳粛に受け止め、二度と事故を起こさないよう安全への努力を続ける」とのコメントを発表した。

## 浜名湖ボート転覆事故の経過

- 2010年**
  - 6月18日 事故発生、西野花菜さん(12)が溺死
- 12年**
  - 1月 運輸安全委員会が「悪天候時の訓練中止基準の不整備」「ボートが傾いた状態での曳航」などが事故原因とする調査報告書を公表
  - 5月 両親が損害賠償を求めて豊橋市などを提訴
  - 10月 豊橋市が事故責任を認め、両親に謝罪することで和解が成立。静岡県や運営者とも賠償金の支払いで合意
- 13年**
  - 2月 県警が業務上過失致死容疑で、章南中の元校長や施設の元所長ら6人を書類送検
  - 3月 花菜さんの同級生が中学卒業
- 15年**
  - 1月 静岡地検が元所長を在宅起訴、元校長ら5人を嫌疑不十分で不起訴

在宅起訴された元所長が在籍していた当時の指定管理者「小学館集英社プロダクシヨン」(東京)は「個人ではなく会社として、責任を痛感している。今後も会社全体で対応していく。あらためて深くおわび申し上げます」と文書コメントを出した。

2015.1.29 朝日

## 浜名湖ボート転覆事故

### 元所長を在宅起訴

静岡地検

浜松市の浜名湖で2010年、静岡県立三ヶ日青年の家主催の体験訓練中に手こぎボートが転覆し、愛知県豊橋市立章南中学校1年の西野花菜さん(当時12)が死亡した事故で、静岡地検は28日、同青年の家の檀野清司・元所長(56)と東京都杉並区を業務上過失致

死の罪で静岡地裁に在宅起訴した。事故は10年6月18日、章南中の野外教育活動中に発生。起訴状によると、檀野元所長は、同中の生徒18人と教師2人が乗った手こぎボート(全長7メートル)が天候不良で動けなくなったため、モーターボートで引

た。しかし、湖面から手こぎボートに水が流れ込んで転覆の恐れがあったにもかかわらず、排水を指示するなどの注意を怠ったまま引き続けて手こぎボートを転覆させ、西野さんを死亡させたとされる。檀野元所長は当時、青年の家の指定管理者だった「小学館集英社プロダクシヨン」の社員。一方、地検は、業務上過失致死容疑で書類送検された当時の章南中学校長や静岡県教委の担

当課長らの計5人については嫌疑不十分で不起訴処分とした。

## 元校長ら不起訴 生徒遺族「残念」

「元所長の起訴は当然だが、(学校関係者が起訴されないのは)残念です。西野さんの父親、友章さん(55)は28日、静岡地検の判断に、無念さをいじませた。

この日の朝、地検から電話があり、1人だけ在宅起訴する方針を告げられた。

「元所長の過失が突出している」「過去の事例からみても学校関係者の起訴は難

しい」。これまでもそう説明を受けてきたという。

「再発防止のため、何があったのか、何がいけなかったのかを明らかにしてほしい」。娘の死を無駄にたくないと、常に訴えてきた。法廷で事実関係を明らかにし、学校の責任を皆で考えることが反省を生み、再発防止につながる。そう信じている。

「(学校関係者は)『結局、罪に問われなかった』と思うことで反省が浅くなってしまっているのではないか。有罪、無罪は別にして、必ず裁判になってほしい」と